

## 家庭で大切にしたいこと ハンドブックについて

子どもにとって、心の礎は家庭にあります。教育基本法<sup>(※1)</sup>では、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」と明示しています。幼児期においては、幼稚園・保育園・認定こども園<sup>(※2)</sup>などが家庭と連携し、協力関係を築き、ともに子どもを育てていくことが重要です。

3歳児・4歳児の経験が、5歳児の経験へ、さらに小学校へとつながっていきます。それぞれの時期に大切なことを経験できるようにするためには、園や家庭でどのように過ごすことが大切なのかを互いに理解しておく必要があります。そのことにより、子どもの成長を長い目で捉えることができるようになり、子育てにゆとりが生まれてきます。

園と家庭が連携し一緒に子どもを育てながら、健やかな発達や成長につながるよう、このハンドブックを参考にいただければ幸いです。



### ※1 教育基本法 (家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### ※2 幼稚園・保育園・認定こども園

幼稚園・保育園・認定こども園については、今後、園と表記します。